

0119

水第一二號

昭和二十一年一月十六日

水路部長官房長

部員

吳地方復員局總務部長 殿

海軍用品購渡ニ關スル件依頼

先般當部職員（中宮技師）ヲ派遣購渡方依頼致候別紙元海軍用品ヲ二月

中旬東京ニ運致致度

總而運致ノ際ハ掛員ヲ當方ヨリ派遣可致候候

（別紙添）

察

（終）

寫送付先

吳地方復員局需品部需品課長

吳地方復員局營業部材料課長

廣島縣轉用課吳分室長

宮坂櫻園口答運送候

海軍

21.1.26

(別紙)		兵器	
物件名稱	數量	記事	物件名稱
タンガー充電器	四臺	小用	航海燈(左舷燈、右舷燈) 内、外、用兩色球
テスタ	一個	乙	碇泊燈
携帶用電壓計 (五〇〇V用途)	六個		視界計
携帶用電流計 (二〇〇A位迄)	一個		九〇式羅針儀
クリ子	一〇〇個	小用	水平指力計(羅針儀用)
タンブラースキッチ	三〇個		傾針儀()
廻轉型スキッチ	三〇個		偏針儀()
無線電話受信器	五個		半圓差修正用鐵磁桿
三角定儀	一〇〇個		象限差修正用鐵球
			數量
			記事
			各七個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
			六個
			五個
			五個
			七個
			一〇個
			一〇個
			七個
			七個
			五個
		</	

三、造修材料		物件名稱	數量	記事	物件名稱	數量	記事
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	廻轉椅子(甲)	二五個	極大	自動番號機	可成多數	
		歐分タイプライター(大型)	三台		紙綴器		
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	邦文タイプライター	三台	極大	紙截器	三個	
		模造野紙	〇〇〇〇枚		墨	五〇〇個	
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	配食鍋	三〇個	極大	イ消ンキ(青)	三〇〇立	
		兵員用食器	四五〇個		イ消ンキ	一五〇〇個	
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	茶 蕪	五〇個	極大	食卓匙	二〇個	
		製書庫(大)	五個		鍋	二〇個	
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	海圖箱	可成多數	極大	釜	二〇個	
		原稿入戸棚	一六個		刮削器	八個	
丸 黃銅 五耗×二〇米	四〇本	膳寫版	一五個	極大	イ消ンキ	一〇〇〇個	

海軍

		四 熟 料	
一號外部鑛油	物件名稱	眞鑄 $\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	
一・五噸	數量	$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	一五枚
	記事	$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	
二號外部鑛油	物件名稱	鐵 $\frac{1}{2}$ 耗 \times 一米 \times 一米	
一一噸	數量	$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	三五枚
	記事	$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	
		$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	二五枚
		$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	五〇枚
		$\frac{3}{4}$ 耗 \times 一米 \times 二米	三〇枚

海 軍

各地復員局

二復員事務局第八七號

昭和二十一年一月三十日

庶務課長

部員

長官

総務部長

各地方復員局

局長

総務部長

部員

第二復員省總務局長

特殊物件、處分、促進ニ關スル件通知

首題、件ニ關シ別紙、通内務省調査部長ヨリ各地方長官宛通牒致サレ候關係了
知、上可燃協力相成度

(別紙添)

(終)

0125 2/1-27

内務省發調第七〇號

昭和二十一年一月十九日

内務省調査部長

各地方長官 殿

特殊物件ノ處分ノ促進ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル舊軍用物資ノ處分ニ關シテハ屢次ノ通牒及不慮訓示等ニ依リ其ノ迅速且適確ナル措置ニ付夫々御配慮相成リ居ルコトト存候處現下民必需品ノ逼迫セル實情ト之ガ保管中ニ於ケル弊害雖事少ノ續發セル事情ニ鑑ミ其ノ急速ナル配分ノ實施ニ關シ更ニ特設ノ措置ヲ講ズルハ眞ニ緊要ノコトト存候條左記各項御諒知ノ上地方ノ實情ニ應シ之ガ實施ニ關シ萬余ノ方策ヲ講ゼラレ度此般及通牒儀

尙保管輸送費ハ昭和二十一年度豫算ニハ計上ノ見込無之爲念

記

一 食料、衣料、日用品、醫藥品、燃料、電氣器具等需要甚急ニシテ遂難ノ危險

多少而も保管整備困難ナル物資ノ集積所ハ直ニ配分先ヲ決定シ運送之ヲ引取
ラシムルコト

一 醫藥品ノ處分促進ニ關スル聯合軍最高司令部ノ指令ニ示セル層々其ノ他ノ各
物資ヲ原則トシテ聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル現場ニ於テ配分先ヲ決定シ引取
ラシムルコトトシ萬已ムヲ得ザル事情アル場合ノ外配分先決定前ニ於ケル返
還物資ノ移動ハ之ヲ行ハサルコト

一 消耗品以外ノ物資ニ付テハ之ヲ保管整備ノ便宜ヲ考慮シ情況ニ依リ止式配分
先決定前モ一時使用認可等ノ措置ヲ講ズルコト

一 地方處分ニ屬スル各物資ニ付處分ヲ行フニ際シテハ常識上相當ノ餘裕期間ヲ
設ケテ受配者ニ現品ノ引取りヲ命シ當該期間内ニ引取ラザルトヤハ事情ニ依
リ他ノ者ニ拂下ゲ變更シ得ルモノトスル條件ヲ附シテ拂下命令ヲ發スルモノ
トスル等其ノ急遽ナル引取り期スルコト

一 中央ニ於テ具体的措置ヲ決定シタル物資ニ付テモ其ノ支配者ニ對シ相當ノ餘
裕期間ヲ假キ引取要求ヲ爲シ受配者ニ於テ其ノ期間内ニ之ヲ引取ラズ又ハ引
取ル意思ナキトヤ其ノ他情況ニ依リ其ノ急遽ナル引取り困難ナリト認ムルト
キハ他ノ適當ナル配分先ヲ決定シ事情ヲ具シテ其ノ拂下處分變更ヲ當省ニ要

申請スルコト（電報又ハ電話ニテ可ナリ）（内務省ハ關係各省ニ連絡相談シテ決定ス）

六 地方特殊物件處理委員會、運用ニ付テモ考慮ヲ拂ヒ特殊物件處分、迅速ヲ圖ル爲都道府縣ニ於テ或ハ特殊物件處理委員會、分科會者ハ専門部會、如キモ、決定ヲ以テ妥當會、決定ニ付テ或ハ委員會ガ現地ニ於テ處分先キ即決シ又已ムヲ得サル事情アルトキハ地方長官ニ於テ假ニ處分ヲ決定シ該處委員會ニ事後承認ヲ求ムルコトトスル等適宜ノ措置ヲ講スルコト

長官

大日本帝國政府

管業

部

昭和五年一月二十日

廢務部員

總務部長

廣島

部

員

廣島

安永

務局長

吳地方復員局長殿

承

抄

吳工廠所屬第一乾ドック管理ニ関スル件

標記ニ作物ニ関シ各年十二月廿一日附聯合軍ヨリ終戦連絡事

務局ヲ通シ別紙ノ通許可有之候

右及通知候也

(別紙一通添)

(終)

吳地方復員局長殿

0129

本部 (司令部)

吳基地 *accans*

APO 994 (吳, 本洲)

OBD 225

1945年12月21日

主題 便宜, 返還

宛 終戰連絡中央事務局

1. 吳海軍構内, = 號乾ボックス, 使用. 此, 裝置. 依ッ, 最早必要トス. ソレ故是. 依ッ, 日本中央連絡事務局, 通ジテ日本内務省. 解放ヤル

2. 此, 使用. 若, 將來. 於, 占領軍. 於, = 號乾ボックス, 使用, 必要トスナラハ要求. 應シ, 指揮官. 返還スルニテ, 規定ノ下. 解放ヤル

AGD 高級副官 陸軍中佐

ゲョウ C マーフィー

一九四六年一月三十日 (〇八一六〇〇 接受)
A G 三六六三 (M G)

發 米八軍指揮官司令部
高級副官補佐 陸軍大尉 M I H I ウ イ ル ク

宛 東京中央連絡中央事務局

陸軍省
陸軍大臣
陸軍省
陸軍省

日本航空機工場、工廠及實験所保管、管理及保護的整備ニ關スル件

1 首題ノ件ニ關スル一九四六年一月二十日附聯合國最高指揮官發日本帝國
政府宛電報 A G O O 四三 S S G D 關聯本電翰八一九四六年一月二十四

日第八軍司令部ニ於テ終戰連絡中央事務局朝海氏ニ與人タル口頭指示ヲ
承認スルモノナリ
2 關係ノ特定工場及施設並ニ之ガ保管、管理ヲ有效ナラシムル爲講ズベキ

廢務部員措置ニ關スル指令左ノ如シ
自己ノ責任地域内ニ首題電報記載ノ工場ヲ有スル米軍指揮官(領敷)

ハ當該府縣當局ト直接連絡ノ上カカル施設並ニ構内ヲ日本側ニテ整備

0131

2.19

スル様手配スベシ

盗劫、破壞行為及設備ノ無許可移動ノ防止ハ日本政府ノ義務タルベシ

日本政府ハ首題工場若クハ工廠ニ於ケル火災ヲ防止シ万一火災發生ノ場合ハ有效ニ消火スル爲必取ナル措置ヲ講ズベシ

3 日本政府ハ首題電燈配線ノ破損並ニ建物ノ損傷ヲ防止スル如ク適當ニ整備スルノ責任ヲ有ス

4 現在迄ニ首題工場ヨリ洞穴若クハ隙間地ニ移動セラレタル一切ノ機械ハ復歸セシムルカ、若クハ各現地米軍指揮官ノ認許セル安全貯藏地ニ移動スベシ、カカル設備ノ移動先並ニ數量ヲ一九四六年二月二十三日迄ニ各現地米軍指揮官ニ報告スベシ

5 本指示並ニ他ノ公式指示ニ基キ購置ツツアル措置ノ適否判定ノ爲當司令部ノ職員ヲシテ屢々檢閲セシムベシ

6 食糧、醫藥品、衣料、毛布、金屬屑、等ノ日本總海軍工廠ノ貯藏品ヲ民需用トシテ日本内地移運ニ返還スル計畫ハ從來ノ指示ニ基キ之ヲ繼續スベシ

0132

7 目錄記載ノ各工場、工廠若クハ實驗所ノ日本側職員ヘ一切ノ工場設備ノ
目錄ヲ直ニ作製スベシ、該目錄ノ詳細ナル要求並ニ之ガ適當ナル處理ニ
關スル指示ハ各現地米軍指揮官ニ於テ之ヲ行フベシ。

(「ホール」陸軍中將ノ命ニ依リ)

(終)

0133

一九四六年二月八日 (一二〇九一五號受)

號 AG-130 (西六年二月八日) ESSS/1

授 台駐京高級領事官代理

高橋實官不在 本館駐在員 H・W・アレシ

同 BOM・フイツチ

宛 日本特使館政府

(原由、東京特使館駐在員中矢野務局長)

引揚小々日本國內持込賄貨及有價証券ニ関スル件

一、輸出入通関追加指令ニ付スル一九四五年十月十二日陸軍省令部發日

二、海防範號 AG-151・三十一 (西五年十月十二日) ESSS/1 及引

三、日本人ニ對ル日本政府公債輸入ニ付スル一九四六年一月四日陸軍省

令部發日本政府宛號 AG-168 (西六年一月四日) ESSS/1 二關

三 a 前記第一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、三一 (西五年十月十二日) ESS

S 1 第二の条ノ條内ニ於テ本條ヘ引キ合フ人ハ國籍ヲ、國籍

及日本國府執行區債券ノ如何ナル注合セニ由ラズ國內居住方計

可セラル

b 前條第二の條ノ條内ニ於テ本條ニ列示スル人元

ハ其ノ國籍アリシ限ニ關スル正當ナル學費金金ニ相當スル

額ヲ得ル、若クハ債券ノ追加ヲ持込方許可セラル

三 本條ニ入ルル人元ハ己ノ身分及所得トシテ輸入金額ヲ限

セル證據ヲ提供スベシ、前條第一の條ニ於テ書成セル領事AGC(一)三

一(五)五(十二日)ESS 1 第二の條ノ條内ニ於テ本條ノ條

入ルル正當ナル學費金、若クハ債券ノ追加ヲ持込方許可セラル

モ、トメ又元付金タル正當ナル證據ヲ提供シテ本條ノ條

a ノ 片シテクルモノトス

引引キ合フ人ガ其ノ領事ニ執行スル正當ナル學費金ハ之ヲ正當ナル

證據ヲ提供シテコトヲ得ルナル證據ハ之ヲ保存シ、其ノハ之ヲ保存シ

可スベシ。

一九〇六年一月二十六日（一二一、一七〇）

AG 三七〇。シア（四六年一月二十六日）B O

高海官官 佐野 大佐 日。W。アレン

日本政府

（海軍、東京海軍中隊司令部）

麻見 監 監 所ニ於ケル油繰人ニ付ヌル件

一 海軍司令部 一九〇六年一月二日附 機 密 号 AG 三七〇。シア（四六年一

月二日）自 願 一 油 繰 人 送 還 件 目 録

二 海軍司令部 八 海 見 監 監 所 監 護 官 油 繰 回 送 滞 留 者 ヲ 監 察 スル 為 ヲ 決 定 的 ニ 使

用 シ ツ ツ アル 旨 通 知 セ 奉 上 リ

三 油 繰 人 送 還 ハ 未 ダ 許 可 シ 得 ナ ス。自 願 辭 職 シ テ 油 繰 ガ 停 止 加 入 口 ヲ 封 鎖

シ 恐 ル 障 害 日 々 増 進 ス ル コ ト 八 自 下 ノ 心 不 可 救 ナリ

0136

日本郵政政府ハ

郵政事務官ヨリ一切ノ油類向所轉入ヲ退却セシムル如ク即陸産部ヲ

モラレ度

ト抄記第一頁目録ニテ知守ニテツキ該油類人ヲ他處ニ於テ但該スベシ

(抄)

0137

一九四六年二月六日（〇六一一號）

號數 AG〇六一。七一四。B S S I E F O L

聯合山崎海運會代理 M・フイツチ代 H・W・アレン

日本帝國政府
（自由、東京、山崎海運會中央事務局）

パラオ島引渡日本軍務員ヨリ渡取セル
資金ニ關スル件

一九四六年一月十九日附終戰通牒中央事務局發給第二五二四（五）

一）「パラオ島」ニ於テ渡取セラレタル日本國軍務員ノ資金ニ關スル件

三）資金運送ノ費取付ハ返答セラル

日本帝國政府ハパラオ島ヨリ引渡タル個人ニ對シ異常ナル困難シキケ
シムルニ必長ナリト認メラレタル資金ニ於テ受取事務引渡ニ支拂フ行フ
モ可ナリ候シ内情ニ所望シテハレル類案ニ對テ貴國ヨリ文書ハレル通ル

終極トシ合セテ兵員ニアリテハ二言及テ言ニア
ニアリテハ千箇ヲ越セザルコトヲ條件トス
ハ五百名及民衆人

0139

一九四六年二月八日 (一一一、一一三〇) 文)

覺 五五 S S S T

米軍大佐 P. O. マンソン

宛 東京 昭和三十七年 甲兵部 局長 宛

一、一九四五年九月二十二日日本軍軍令第二三二号の件

一、日本軍軍令第二三二号の件、關東軍管區、及向後ノ南支那の領土ニ親衛
的施設ニ關スル報告書ヲ提出セヨトノ指示無之ニシテ八隻ノ親衛隊
ヲ別個ノ名義ヲ有スル親衛隊ニ編入シテ、又別個ノ名義ヲ有スル親衛隊
ノ編入ハ、各該親衛隊ニヨリ解釋セラレタリ。石分軍區ニ編入スル親衛隊ニ
關シテハ、該親衛隊ノ編入。編入タルヲ旨ハズ且ツ又編入若クハ編入無
シタルノ旨ハ、附屬タルトシテハズ之旨トス
石分軍區ハ又該親衛隊ノ編入ヲ旨トシテ編入サレシ親衛隊ノ編入ハ、該
親衛隊ニ關シテハ、該親衛隊ノ編入ノ旨トス

六、
アル際ハ命令第三條第八節ニ依リ
ノ不長ナル旨ニ於テ是旨サルル
レシ毎ハ該旨ニヨリ補足セラルベキトス。

(後)

0141

供覧

総務部

事務局長

日本航空機工場、工廠、實驗場、保管管理整備ニ關スル件

部

員

再

昭和二十一年一月三十日

第八軍指揮官陸軍中將 ホール

死務課長 東京終戦連絡中央事務局

(邦文タイプライター用紙甲)

一、首題ノ件ニ關スル昭和二十一年一月二十日附宛日本政府ノ聯合國最高指揮官ヨリノ覺書A G O O W (昭和二十一年一月二十日附) E S S G D 第二項參照

本通告ハ昭和二十一年一月二十四日第八軍司令部ニ於ケル終戦連絡中央事務局ノ朝海氏ニ對スル口授ヲ確證スルモノナリ

三、該當セル特定ノ工場及施設ニ關スル指令並ニ保管管理ヲ遂行スベキ方法ハ左記ノ如シ

(イ) 本件覺書ニ記載セラレアル工場所在地域内ニ於テ擔當米指揮官ハ適當ナル縣當局ト直接連絡ヲトリ該施設及構内ノ日本人ニヨリ警備ニ對シ手配スベシ

(ロ) 盜難忌藥劑品ノ非公式移動ヲ防止スルハ日本政府ノ義務ナリ

海軍

0142

- (イ) 本件該當ノ工場或ハ工廠ニ火災惹起セル場合日本政府ハ火災防止及火災ノ有効ナル鎮壓ニ對スル必要ナル方法ヲトルモノトス
- (ロ) 本件覺書ニ含まル諸機械及諸建築物ヲ充分ニ維持シテソノ悪化ヲ防止スルキハ日本政府ノ責任ナリ
- (ハ) 爾來本件該當ノ工場ヨリ洞穴或ハ疎開地區へ移動セラレタル機械ヲ全テ地風米指揮官ノ認可セル拂離下品貯藏地區へ返還或ハ移動スベシ該需品ノ所在及數量ヲ昭和二十一年二月二十三日迄ニ地風米指揮官へ報告スベシ
- (ニ) 以上及ニ其他ノ公式命令ニ基キテトラレアル方法ノ妥當ナリヤ否ヤヲ確カムル爲本指令官屬々視察ヲ行フベシ
- (ホ) 食糧、醫療品、衣服、毛布、金屬屑等ノ如キ日本陸海軍工廠ノ貯藏品ヲ民間使用ノ爲日本内務省へ返還スベキ計畫ハ現存ノ指令通り繼續セララルベシ
- (チ) 目錄ニ記載セラレアル各工場、工廠實驗場ノ日本官吏ハ直ニ金工場ノ金需品目錄ヲ作成スベシ該目錄ニ對スル精細ナル要望及ソノ適切ナル安排ニ關スル指令ハ地風米指揮官之ヲ發スベシ

吳地復三五二號

長官

總務部長

査閲

簿書

校合

月

日發付

印 (模造案紙)

庶務課長

部長

月

日起案

總務課長

部長

宛

文書附

昭和

年

月

日

官憲記名



會計課長

會計課長

會計課長

夕イ 70 四

海仁會病院吳市移管ニ付海仁會院效力
整理委員謝又吳市側漢係者申合セ見書

一 海仁會病院ハ市立吳市民病院トナルモ

市民ノ福利施設タル本質ニ鑑ミ其ノ使命

達成ヲ望ムトシ豫算不足ノ理由ヲ以テ病院

ノ内容(人的物的)ヲ低下セシメザルモノトス

海軍

海軍

21

0144

二 病院會計ハ特別會計トスルモ前號ノ目的達
成、爲豫算不足額ハ一般會計ヨリ繰入

ルルモトス

三 現在病院施設ノ不備欠陥ヲ是正シ收容患

者ヲ増加スルト共ニ收入増加ヲ図ル爲ニ病室兼
外來診療所一棟(約三百坪程度ノモノ)ヲ早

急新設スルコト(一般會計ヨリ支出)

四 病院ヲ閉鎖轉用等、如キ処置ハ行ハサルモ
難トス

(竹秀納)

(とうきん)

0140

0145

昭和三年二月 日

引揚者

代表者

梅江會長及都府知事

吳市長代理

矢野

壽崎隆治

溝邊連雄

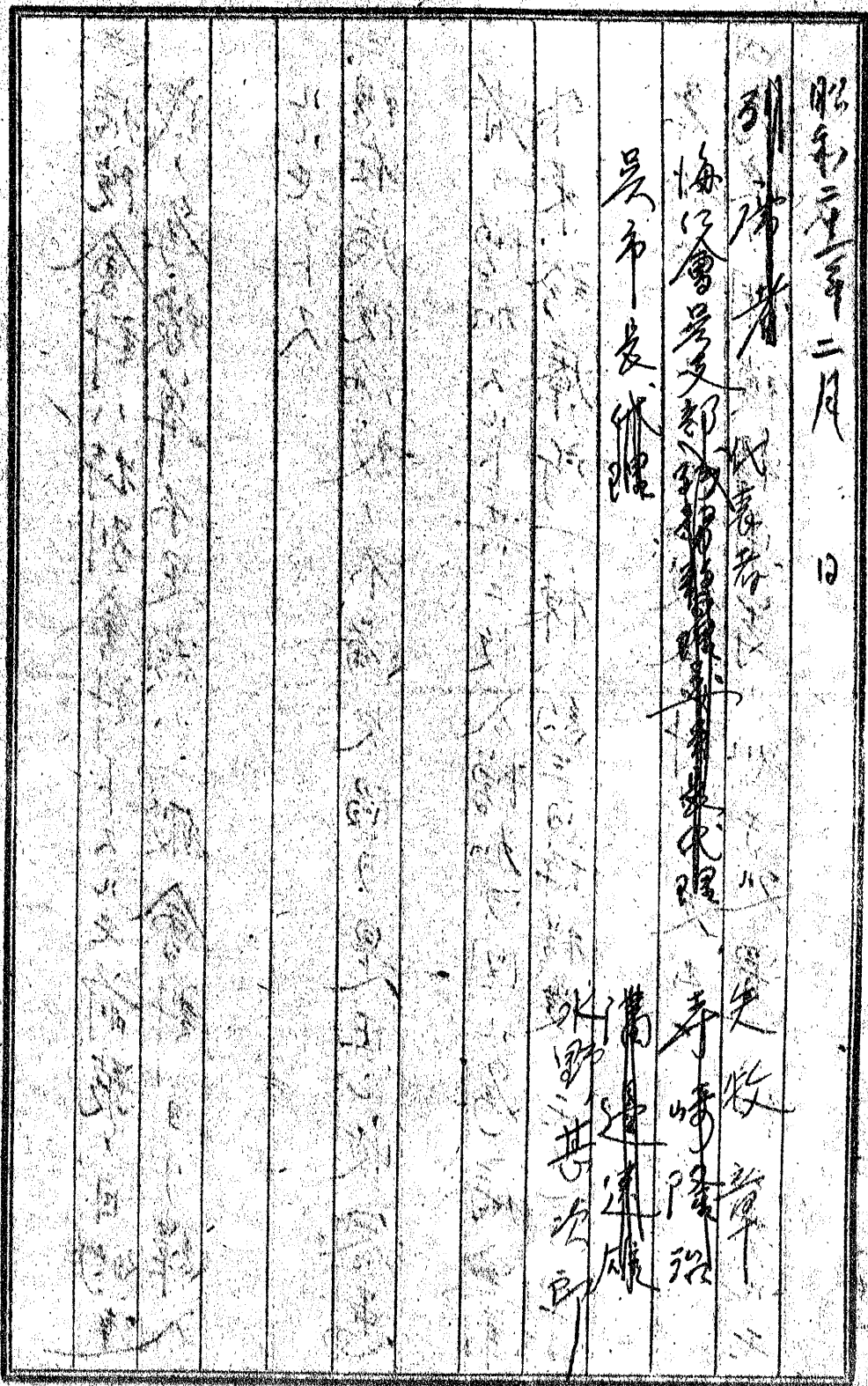
水野甚次郎

本會は、前記の如く、

昭和三年二月、

三月

本會は、前記の如く、



海軍

0146

2010

飛行機工務工務部第八軍司令部ノ保至維持等ニ關
スル指令ニ付第八軍司令部ニ對シ報告ノ件

昭和二十一年一月二十四日 終運總務部海記

本件ニ關スル一月二十日附總司令部指令第二項ニ基キ一月二十四日
在横濱第八軍司令部ニ於テ左記ノ通り會談セリ、米側出席者朝海、加
下、大佐、クエンダンス、少佐外三名、日本側出席者朝海、加
藤、松方（終運）、南（第一復）、吉松（第二復）、杉山、樺田、石
井（一復）、櫻老根（一復）、加藤（一内）、日下（一又）

一日「本指令ノ表中ニハ例ヘバ立川ノ航空隊、金澤ノ航空工廠ノ如キ
表中ニ當然言マルベキモノトシテ言マレ居ラザルモノアルニ付該
隊ナキ隊隊メ指摘シ置キ度シ、又表中ニ例ヘバ桐伍ノ中島航空機
工務ノ如ク重複シ居ルモノモアリ、又海軍化學戰爭研究所ノ如ク
存在セザルモノモアリ」

米「本表ニハ脱浴重複等アルベキニ付當方ニ於テモ完全トハ思ハズ
何レ現地ニ照會シテ確メ度キ所存ナリ」

日「本指令ニ付幾箇ノ點多キアルニ付訓令受領前ニ御質問致シ候シ
既ニ工場ヨリ戦争前翌機ヲ避タルタメ疎開シ若ハ戦後總司令部ノ
許可ヲ得テ破壊ヲ移動セルモノアリ此等ヲ原位置ニ還サザルベカ
ラザル次第ナリヤ」

米「洞窟若ハ廣場ニ移動セルガ如キモノハ原位置ニ戻スコトヲ原則
トスベシ」

日「洞窟若ハ廣場等ニ疎開セルモノナラバ原位置ニ戻シ保守ニ努ム
ル要アルベキ處、機械ニ依リナハ例ヘバ東京ノ機械ヲ北海道ニ移
轉シ、北海道ニ於テ十分ノ注意ヲ以テ保管セラレ居ルモノアリ、
斯ルモノヲ再ビ現在ノ混亂セル父邊機關ニ依リ東京ニ復歸セシム
ルコトハ無意味ニシテ實際的ナラズト忠考セラル日本側意見ヲ卒
直ニ申上グルニ此等ハ移動セザル万可ナルニ非ズヤ」

米「原狀ニ復歸スベシト謂フハ原則ニシテ貴説ノ如キ場合ハンノ移
轉セザル功所ニ於テ「セーフガード」セラルレバ可ナルベシ

具體的ニ收購ヲ要ス

日「リスト」ノ工場ニハ該廠スルモ其ノ機械ノ「サブスタンス」ナル部分ヲ他ニ移轉シ賣買上ハ「ロケーション」ノ違フ例セアリ然ル場官原物所ニ復歸セシムベキヤ

米「前ノ場合ト同様機械ノ所在ニ付三十日以内ニ出先駐屯米軍ニ運給スベク之ヲ現貨ニ動カスベキヤ否ヤハ地方部隊指揮官ト「コイテイネート」スベシ

日「工場、工廠内ヨリノ機械ノ持出シ等ハ禁止セラルベキモ工場内ニ在ル製品半製品原料ニ付テハ持出禁止ヲ免除セラレ度シ

米「石ハ私有財産ナリヤ陸海軍ニ屬スルモノナリヤ

日「私有財産トセバ如何

米「持出シテ是支ナシ

日「私有財産ニハ非ザルモ舊日本陸海軍ニ屬シ米軍側ヨリ内務省ニ於テ下ゲラレタル屑鐵、食料品衣糧品等ノ移賣ニ付テハ引續キ搬出

シテ、メラシ度、此ノ如ク如何

米「右ハ既ニ發出セル命令ニ從ヒ引續キ引取ヲ繼續シ差支ナシ、急

速引取ノ要アルコトヲ此ノ機體ニ指摘セザル事得ズ要スルニ米軍

ノ意圖スル所ハ「キヤビタル事エキツブメント」ヲ「フリース」

セントスルモノニシテ消費材ヲ持出シハ干涉セザル方針ナリ」

日「解決スル爲新ニ機體ヲ撤入セルモノアリ、此等ノ取出シヲ許得

アリ成シ」

米「考慮セラルベシ「アンジヤット」ニハ指直セザル心算ナリ但シ

此等機體ト機體トノ目録ハ之ヲ別ニシ直クコト可然」

日「工廠内ノ附属宿舎、館舎、病院等ハ引揚日本人ノ爲ニ使用セラ

レ居ルモノアリ、此等ハ本指令ヨリ除外サルベキコトヲ希望ス」

米「若ハ地方指揮官ガ實状ヲ取調ベ決定スルコトトナルベキ處、實

狀如何ニ依テハ考慮スル様地方部隊ニ「リコメンド」スベシ」

日「所内ノ書籍ノ如キハ持去リ得ベキヤ」

米「本件ハ主トシテ02ニ於テ決定スルコトトナルニ付即答ハ
留保ス」

日「本指令ノ工廠、工場内ニ所在スル田圃等ハ引續キ耕作シ差支ナ
キヤ」

米「差支ナシ」

日「工場施設ノ一部ニ於テ飛行機用エンジンヲ運リ居タルモ施設
ノ大部分ハ「ポンプ」起直機製機ノ如キ民請生産ニ關テラレ居ル
場合斯ル工場ハ本指令ニ依リ何ノ程度迄影響ヲ受クベキヤ」

米「具體問題トシテ決定スルノ外ナク國々ノ工場ニ付ソノ「メリツ
ト」ヲ考慮スベシ、日本側ニ於テモ斯ル工場ニ付好意の考慮ヲ得
ル様出先米車ト接觸スルコト可然」

日「燃料廠、療品廠ハ附表ニ全然該如ク居リ殊ニ燃料廠ガ脱着シ居
ルコトハ接觸法ニ依ル硫磺製造ニ關聯シ居リ含メノアル御指直ト
存ジ日本側ハ感謝シ居ル次第ナリ、又補給工場モ多數除外セラレ

居ル所此等ハ將來「リスト」ニ追加セラルベキヤ

米「取ハ追加セラレ、或ハ追加セラレザルベシ、確信シ得ルコトハ

日本ガソノ或低ノ民需ヲ充足スルニ十分必要ナル又ノ施設ハ専ら

セラルベシトノ點アリ」

日「五タル工務カ例ハバ横濱ニ存在スルモ一ノ倉庫ガ川崎ニ在ルト

云フカ如キ物台石倉庫モ今指令ニ依リ影響ヲ受クベキヤ」

米「引例ノ倉庫カ何ヲ爲シ居レリヤニ關係アリ例ハバ航空機製作ニ

ノミ使用セラレ居リタルカ如キ物台ハ本廠ノ所置ニ撤フベキ也、

專ニ補助的職能ヲ果シ居ルニ過ぎザル物台ハ撤ラク本廠ノ所置ニハ

撤ハザルモノト解スベシ」

日「研究所ニ付例ハバ單獨學夜研究所ト書出シアル物台右ハ研究所

ノミ管理セラルベシトノ趣旨ナリヤ、單獨學夜自体モ管理ニ付セ

ラルル次第ナリヤ」

米「石モ具體問題ニテ石軍管學夜カ如何ナル程度ニ民生ニ礙タベカ

ラザルモノナリヤノ斷ニ屬大ナル關係ヲ有ス、吾人ノ關心ヲ有スルハ「モヤビタル・エキツブメント」ト機械ニシテ「インスチテ「インシヨシ」自身ニハ非ズ」

日「インスチテ「インシヨシ」ヲ民生ニ適用スルコトガ許可セラルル以上日本側トシテ「インスチテ「インシヨシ」内ニ若干ノ機械ヲ保有シ度キ確ナリ」

米「メキシコ」ニ屬シ具體的ニ考慮スルノ外ナシ」

日「本指令ノ詳細ニ付テ御指示アルベキ原第ニ於テ首領ノ主体ヲ日本側トセラルルモノナリヤ、米側トセラルルモノナリヤ」

米「日本側ニ於テ責任ヲ以テ首領ニ當ルベシトノ返答ナリ」

日「日本側ニ於テ責任ヲ執ルニ關係セザルモ日本側ハ場合ニ依リソノ責任ヲ米ニ困難ヲ感ズルコトアリ本官ノ言ハントスル總督ハ九州方面警察ニ本官ヲ同行セラレタル貴大佐ノ御諒察相成ベキ事ト感考ス、仍テ日本側トシテハ責任ヲ負フ以上責任ヲ榮シ得ル概

ノ地位ニ置カレザルベカラズ

米「尤モナリ、此等ノ問題ノ工廠、工場等ハ總テ米兵ニ與シ立入禁
止トナルベク、惟限リ有スル者ノミガ出入シ得ルニ過ギザルベシ、
例ヘバ相模工廠ノ如キ其ノ一部ハ米軍ニ於テ使用シ居ルモ日本側
ノ看守ニ附セラルルベキ他ノ部分ニハ米兵ノ立入ラザル職運區ノ指
區ヲ請フベシ、又日本側ノ責任ナル以上官場人ノ費用等ハ日本側
ニ於テ支拂フコトトナル」

日「日本側ハ看守ノ人員トシテ現在此等工廠、工場等ニ所在シ居ル
者ヲ利用致成キ得ヌナリ」

米「石指區ニ當リテハ一月四日ノ指令ニ依拠セザルコト必要ナリ、

此等人員トシテ將校ハ歡迎セズ兵員ハ此ノ限ニ非ズ」

日「指令第三項ニ所謂「エキツブメント」ノ意味如何」

米「例ヘバ消防機關、輸送機關ノ如キ之レナリ」

日「第五項ノ再檢討ノ問題ニ關聯シテ再檢討セラルル迄ハ民船生産

又繼續シ差支ナキヤ、同再徴討ニ依リ許可ヲ與フル基準ハ如何、
 (イ)石炭業ノ爲ニハ再申請ヲ要スベキヤ
 米ノ生産ヲ繼續シテ可ナリ、同該産業ガ日本ノ民衆充足ノ爲眞面
 自ナル努力ヲ續クルモノナルニ於テハ好意的ニ考慮セラルベキモ
 然ラザルモノニハ「チヤン」ナシ、尤モ既ニ發出セル許可ヲ取
 消ス場合一夜ニシテ之ヲ取消スガ如キコトハ行ハザル心算ナリ台
 埋貯ナル時日、
 就セル許可ハソノ時限内ニ於テハ「チヤン」ナシ、
 日「許可」ヲ取消サルルマデハ採業シ差支ナカルベキ事付、例ハ六日
 本人師遠送等ニ使用シ居ル齒海軍艦艇等修理ノ爲メ、海軍工廠
 ヲ使用スルコトハ差支ナキモノト解ス
 米ノ如何ナル工廠ガ所ル作業ヲナシ居レルヤ
 日「吳、佐世保、舞鶴及大湊ノ一部ガ作業ヲナシ居レリ」

米「民間ノ造船者ハ修理施設ガ新ル修理ヲ引受クルニ至ル迄ハ修理
ヲ繼續シ差支ナシ」

日「然ラバ運送省ガ車輛ノ修繕等ニ轉換使用シ居ル深澤ノ海軍支工
廠ノ如キモ指令第五項ニ依リ再檢討セラルル迄操業シ差支ナシト
解ス」

米「石工廠ノ轉換許可アリタルニ於テハ繼續操業シ差支ナシ尙日本
側ノ爲メ一言御注意スベシ日本側トシテハ徒ラニ轉換ノ取消サレ
ル虞レアル状態ヲ坐視スルコトナク寧口轉換セラレタル儘業ガ民
需充足ニ缺クベカラザルモノナルコトヲ積極的ニ現地米軍ニ説明
納得セシムルノ努力ヲ拂フベキヲ勸メス、轉換ノ許可ヲ收付ケ

タル當時ノ状勢ト現在ノ經濟状勢トニハ目ヲ相違アルヤモ知レズ」
日「御注意感謝ス、尙米軍連絡相手ハ各縣ニ於ケル軍政單位ナリト
忠考セラルル處、軍政部ノ存置ナキ場合ニ付爲念備ヒ度シ」

米「新ル場合ハ最寄ノ駐屯軍指揮官ニ連絡スベシ何レモシテ日本

側ノ相手トナルベキ本軍ニ付テハ心配ノ要ナシ、既ニ員外等ヨリ
數日前先米軍ニ命令發出辨ナルニ付彼等ハ日本側ガ椅子ヨリ立上
ラントスル時分ニハ既ニ麻生ノ玄關口迄出向キ居ルベシ、尙本件
ニ關スル詳細ノ指令ハ本日午後有ハ明日第八軍ヨリ日本側宛發出
セラルベキ處實目迄考迄ニ其ノ要點ヲ只今讀ミ上ゲタートテ鉛筆
書キニセル原稿ヲ以テ上ゲタリ石内谷ハ(山)日本側ハ普魯保護スル
爲各機ノ指圖ヲ請フベキコト(2)機被ヲ良好ナル状態ニ維持スベキ
コト(3)洞窟、廣場等ニ疎開サレタル機被類ニ付テハ三十日以内ニ
米軍ニ報告スベキコト(4)糧食アル米軍將校カ時々臨檢シテ指令ノ
遵守状況ヲ觀察スベキコト(5)遺棄品等ノ内務省ヘリ引渡ハ今後
モ從來ノ命令ニ遵キ繼續スルベキコト(6)所要ノ財産目錄ヲ作成
スベキコト(7)一月四日ノ指令ニ格違ハスベキコト、等ナリ詳細ハ廿
五日關係官會議ニ於テ本官ヨリ口頭説明スル
右ノ後與ニ「八一」大佐ヨリ結局日本側トシテハ見張人ト油釜シテ

至急決定スルノ要アルベク、見張ニ付テハ問題ノ工廠有ハ玉碯ノ
門ハ出来侍レバ一回ヲ纏シテ全部ヲ鎮シ又扉ハ纏テ閉鎖シテ封印
ヲスル様現地部ニ令出ナリ「クリーミング」ト「オイリング」
ニ付テハ最初ハ踏ヲ除ル等ノタメ相當ノ多人致ヲ要スベキモ右
敷ハ漸次縮少シ侍ベシ、注油ニ關シテハ一週間悉ニ報告ヲ現地部
ニ提出スルコトナルベク特殊ナル設備保全ノ爲ノ油類確保方
日本備ニ於テ急遽措置スベク右シ之ヲ確保シ得ザルガ如キ場合ニ
ハ油槽ナク蘇八車ニ連絡スベシト述ベタリ

一九四六年一月二十日（二二、一五五〇接受）

電書（AG〇〇四號E S/G D）

聯合國最高指揮官代表
高級副官 佐 陸軍大佐 H. L. W. O. A. R. E. N.

宛 日本帝國政府

（經由、終戰連絡中央事務局）

日本、航空機工場、造船工場及研究所、管理統制
此ニ保護維持ニ關スル件

一、別表ニ指示サル日本、航空機工場、陸軍造船工場、海軍工場及研究所ヲ
聯合國最高指揮官、管理統制ニ付言スベキコトヲ茲ニ日本帝國政府ニ

通告ス

二、本電書受領後七十二時間以内ニ日本帝國政府ハ同政府ノ正統代表ヲ米

第八軍司令官或ニ米第五艦隊司令官ノ許ニ出張ヤシメ、關係特定工場

或ニ施設及右管理統制實施上取ルべき方策ニ關スル指示ヲ受ケシムベ

0159

シ

別紙第一記載ノ工場並ニ施設ノ中野奈川縣橋須賀市所在須賀電工

廠、横須賀電工廠實驗部（ラホラトリ）及横須賀工廠工員養成所ハ

本第五艦隊司令官ノ管理下ニ置ク、別紙第一ニ表記サルソ、他一切ノ

工場並ニ施設ハ本第八軍司令官ノ管理下ニ置ク

三日本帝國政府ハ米第八軍司令官此ニ米第五艦隊司令官ガ右欄切ナル管

理統制及保護維持確保ニ必要ト思惟スル一切ノ人員、設備及補給品ヲ

右兩司令官ニ於テ利用シ得ル如クナスベシ

四右ニ指定セル工場並ニ施設ヨリノ機械並ニ設備ノ移動ハ一切即時停止

スル様處置ヲ取ルベシ

尙今後ノ移動ハ米第八軍司令官若クハ米第五艦隊司令官ノ明確ナリ認

可ナキ限リ許サレザルモノトス

五別表ニ指示サル航空機工場、工廠及研究所ノ民需生産ヘノ部長ニ對シ

總セラレタル一切ノ許可ハ米第五艦隊司令官此ニ米第五艦隊司令官ノ檢閱

チセクベシ

本館蔵書受領ノ上ハソノ旨當可旨即宛廻報スベシ
(註、別表ハ海軍關係ノミ添ハス詳細ハ英文ニテ配布ス)

0161

海軍工廠

- 一 横須賀海軍工廠
 - a 平塚分工場
 - b 深津分工場
 - o 川崎分工場
- 二 吳海軍工廠
 - a 宇部分工場
- 三 佐世保海軍工廠
- 四 舞鶴海軍工廠
- 五 光島海軍工廠
- 六 豊川海軍工廠
- 七 鈴鹿海軍工廠
- 八 多賀城海軍工廠
- 九 相模海軍工廠
- 十 川崎海軍工廠
- 十一 沼津海軍工廠
- 十二 第十一航空廠
- 十三 第二海軍技術廠
- 十四 第一海軍火藥廠
- 十五 第二海軍火藥廠
- 十六 第三海軍火藥廠
- 十七 大湊海軍工作部
- 十八 虻田分工場
- 十九 第一海軍技術廠
- 二十 第二海軍技術廠
- 二十一 第一海軍航空廠
- 二十二 第二海軍航空廠
- 二十三 第十一海軍航空廠
- 二十四 第十二海軍航空廠
- 二十五 第三十一海軍航空廠

0162

三三 第四十一海軍航空廠

● 大湊分廠

二六 沼津海軍工廠

二七 第二十一航空廠

二八 第二十二航空廠

二九 高座海軍工廠

三〇 津海軍工廠

三一 川崎海軍工廠

三二 第一海軍衣糧廠

● 同右辻堂支廠

三三 第二海軍衣糧廠

● 同右岡山支廠

技術研究所

● 技術研究所

左記支所

1 山形尋常小學校

2 原町

3 井澤

4 長野縣富士電機長野工場

5 高座海軍工廠

6 東亞特殊曹社戸塚工場

7 橋須賀海軍工廠工員養成所

8 沼津

第一海軍航空技術廠

第二

第一海軍技術研究所

第二

相模海軍工廠化學研究所(在第二火藥廠)

第十一海軍航空廠

専攻車工廠
機務部車工廠
橋須實心車工廠
海軍化學工廠研究所

0164

吳警署續重多

二復總務局第九二號

昭和二十一年二月一日

長官

總務部長

各地方復總局長官

庶務部員

海軍省



特探初件中華海軍機關類、守及...

普通機關別紙、通大... 昭和二十一年二月二十日附...

(別紙)

(卷)

海軍省

海軍

皇紀...

海軍第八六號

昭和二十一年一月二十日

大...

第二復員省總務局長

特種物件中...

首題、件令... 守等...

(別紙)

(終)

海軍

0166

二〇工局第一九四七號

昭和二十年十二月二十七日

商工省工務局長

内務省調査部長

大藏省國有財産部長

地方自治部
地方行政課長
地方官制課長
地方官制課長
地方官制課長
地方官制課長

特殊物件中、保費無償額、保守及處理
ニ關スル件

首題、保費額と十二月二十一日特殊物件處理委員會、於テ別紙、議決定
相成リタルニ付左記事項留意、上之旨措置ニ關シ萬遺憾ナクテ執行セラル
度ニ務メ

海軍

0167

追而機械製造委員長ハ關係機關、協力、下ニ機械類、所在狀況（所在
地、種類、形式、能力、数量）、實地調査ヲ爲シ具、報告書ヲ商工省
工務局、大藏省國有財産局及内務省調査部ニ提出相成度

記

一 本要領中機械類、ハ國有財産ニ非サル機械類ヲモ包含スルモ、トシ作
業機ニ限テラレアル以外、本條有機械類、ハ煉開工場、地下工場等
ニ在ルモ、等ヲ指稱ス

一 商工省設置第一〇七一號「特殊物件中商工關係物貴重品要領」中、電
氣機械類（蓄電池、發電機、充電機及電動機）、木工機械、製材機械、
水機機械、製茶機械、製茶元機、製茶及炭酸瓦斯充填機等ハ設備ト非
ズル在座品、トシ既ニ設備セラレアルモ、等ハ本要領ニ包含スルモ
トス

一 本要領中上具、ハ起工工具、測定工具、製鋼工具、機械零件、鑄造

用具、ダイヤモンド工具ヲ購フモノトス

機械類、一時使用ニ付テハ昭和二十年大蔵省訓令第十三號附屬別表二、取扱上土地建物等、一体的ニ移用スル必要ナキモノ、ツイテハ本額價ニ依リ地方的ニ處理差支ナキモノトス

機械類、改造ハ原則トシテ之ヲ廢ノザルモ本來、機能及精度ニ影響ナシ及ボサザルモノ、ハ財務局長ニ於テ許可スルコトヲ得

一時使用ヲ許可セラル物件、維持補修費ハ使用料、有償無償ヲ問ハズ使用者ノ負擔トス

賠償、對象ナルコトヲ指定セラレタルモノ、ハ過期ナク之ニ應ゼシムト共ニ之ニ基ク損失ニ關シテハ一切賠償セザルモノトス

機械類、處理決定セラレタルモノ、ハ機械類處理委員會ハ其ノ處理處理報告書ヲ商工省工務局大蔵省關有財産課又内務省調査課ニ提出スルモノトス

第一 保守

一 財務局ハ凡陸海軍作業機ニ設備セザレテハ機械類其ノ他軍保有機
 械類（工具ヲ含ム以下機械類ト稱ス）、轉用先等ニ附スル引渡ニ適
 ル迄其ノ散逸、~~多~~廢、腐蝕等ヲ防止スル爲地方廳及地方衛生處並
 協力、下ニ保守ニ關シ條、措置ヲ勸ムルモ、トシ之ニ従ハル經費
 ハ國庫ニ於テ負擔スル如ク措置スルモ、トス

第二 處理

一 機械類ハ土地建物等ハ一体的ニ轉換利用スルモ、テ廠中他工場又
 ハ他廠廠へ移設利用スルヲ適當ト認ムル場合ニ於テハ當該機械類ヲ
 取外シ個々のニ活用スルモ、トシ得ルモ、トス

一 機械類、活用（土地建物等、一体的ニ轉換利用スルモ、テ廠中）
 不能トナハシニ中其ニ於テ決定セルモ、テ廠中原則トシテ地方行政

事務局ニ地方行政事務局長官ヲ委任被トシ地方商工廳理部、地方
 財務局、元帥海軍作樂廳、關係都道府縣其、他地方機關等、關係
 官等ヲ以テ構成スル機械類處理委員會於テ決定スルセ、トス
 一 地方商工廳理部ハ地方財務局ト連絡、上機械類、處理ニ關スル原
 則案ヲ作成シ前項、委員會ニ付議スルセ、トス
 一 處理ノ方法ハ拂下等、應分チナス學ナク一時使用認可ニ依ルセ
 ノ、トシ使用先及使用狀況ヲ明確ナラセ、ナク、トシ應意スルセ、
 トス
 第三 軸受及軸受材料、保守及處理
 一 軸受及軸受材料ハ別ニ定ムル特定、引取機關ヲシテ一抽取ヲ爲
 サシムルヲ原則トシ右引取機關ヲシテ之ヲ保守ニ當ラシムルセ、
 トス
 一 處理ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル儀シ別處理工法、指示ス

ル大綱ニ從フセ、トス

(註) 軍機有機機密ニシテ既ニ別處に整理出来、此ノセシマセ、
位ノハ各其、定ムル所ニ依ル

海軍

0172